

佐野市の公共施設における放射線量測定の実施結果について

■問合せ 環境政策課 ☎(61) 1155

市で実施した、公共施設の放射線量測定の結果をお知らせします。

なお、詳しい結果は環境政策課窓口（田沼庁舎本館1階）、市のホームページ（東日本大震災関連 臨時ウェブサイト）で閲覧できます。

▶測定期間 平成24年1月16日～3月30日まで

▶測定器 ALOKA TCS-172B（エネルギー補償形γ線用シンチレーションサーベイメータ）

▶測定方法

(1) 測定高 原則として1mとする（ただし、小学生以下の施設については50cm）

(2) 測定箇所

①平均的な放射線量測定

施設の平均的な放射線量を把握するための測定箇所は、敷地内でサイコロの5の目の形状で5点測定しました。なお、敷地の大きさや形状などにより5点確保することが出来ない場合は、この限りではありません。

②マイクロホットスポット（局所的に放射線量の高い箇所）測定

施設におけるマイクロホットスポットを把握するため、局所的に放射線量が高いと予測される地点において測定を行いました。

▶測定施設数 458施設

佐野地区255施設、田沼地区126施設、葛生地区76施設、日光市1施設（レイクサイド佐野）

▶測定結果

①平均的な放射線量測定 0.05～0.26 $\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/時間）

線量別集計表（佐野市内）

平均的な放射線量 (単位： $\mu\text{Sv/h}$)	～0.05	0.06～ 0.10	0.11～ 0.15	0.16～ 0.20	0.21～	小計
施設数 (割合)	3 (0.7%)	417 (91.2%)	36 (7.9%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	457 (100.0%)

※0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の値が確認された施設数1施設

→旧青少年キャンプ場（秋山町）の測定結果…

3月5日=0.26 $\mu\text{Sv/h}$ 、5月8日=0.24 $\mu\text{Sv/h}$

なお、このキャンプ場については、昨年度に廃止され、今年度管理棟などの解体を実施していますので、解体工事終了後に再度放射線量測定を実施し、その結果により対応を判断します。

②マイクロホットスポット測定 0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の値が確認された施設は以下の2施設です

・植野デイサービスセンター（植下町）

基準を超えた、集水マスについて、5月24日に再測定を実施したところ、0.10 $\mu\text{Sv/h}$ であったことから、マイクロホットスポットの除染については実施しませんでした。

・葛生清掃センター（あくど町）

・除染結果（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

5月29日に基準値を超えた事が確認された箇所について、マイクロホットスポットの除染を実施しました。その結果は、右の表のとおりとなります。また、除去土壌については、敷地内で現場保管としています。

除染箇所	測定高	除染前	除染後
ア. 雨水排水口	1 m	0.27	0.18
イ. 雨どい下		0.25	0.19
ウ. 雨どい下		0.26	0.19
エ. 雨どい下		0.25	0.18
オ. 保管場所		0.10	0.10

※保管場所については、保管前後の結果となります

佐野市除染実施計画を策定しました

市では、平成23年12月28日付けで「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、環境大臣から「汚染状況重点調査地域」の指定を受けました。

これまで、市内のモニタリングの結果や国の除染の方針などを踏まえながら、佐野市除染実施計画の策定について、環境省との協議を行ってきましたが、平成24年5月24日に協議が整い、平成24年5月31日に公告しましたので、お知らせします。

なお、計画の詳しい内容は、環境政策課窓口、または市のホームページ（東日本大震災関連 臨時ウェブサイト）で閲覧できます。

佐野市除染実施計画（抜粋）

○除染などの実施に関する方針

東日本大震災での福島第1原発事故による放射能被害に対し、「放射性物質汚染対処特別措置法」により、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目標とし実現することを基本方針としています。

この「放射性物質汚染対処特別措置法」の基本方針を踏まえ佐野市における除染実施計画を定めるものとします。

○対象となる区域

対象となる国の基準値（毎時0.23マイクロシーベルト）を超える区域は、昨年7月に国が実施しました航空機モニタリングの測定結果に基づき指定します。

なお、対象となる区域の大半は、生活圏に隣接しない飛駒町、作原町、秋山町の一部（以下、「北部区域」という）の奥山の山林になります。

○除染などの実施

生活圏に隣接しない山林などについては、現在、国からその区域への対応方針が示されていないため、除染の実施については未定となります。

今後、国の方針が示された場合には、除染の実行性を踏まえ、当該計画の見直しを含め検討します。

また、北部区域における空間線量の推移を確認するため継続的なモニタリング調査を市において実施し、定期的に公表していきます。

計画策定に伴い調査した結果、本市においては、人の居住する空間では除染を必要とする場所がなく、緊急的に除染に取り組む場所が無いことを確認しました。

なお、今後の国・県などの動向などをみながら、当該計画の内容や期間について、随時見直しを行い、速やかに公表していきます。

簡易放射線量測定器の貸し出しについて

市民の皆さんが身近な生活環境などの放射線量を把握することができるように、市が所有する放射線量測定器の貸し出しを行っています。ご希望の方は、事前予約が必要になりますので、以下により予約のうえご利用ください。

▶**対象者** 市内に住所を有する方および市内の事業者

▶**貸出機器** 簡易空間放射線量測定器2台（HORIBA・PA-1000Radi【CsI(Tl)シンチレーション検出器】）

▶**貸出期間** 月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時～正午、または午後1時～4時

▶**貸出場所** 環境政策課（田沼庁舎本館1階）

■**申込・問合せ** 環境政策課 ☎（61）1155